

学校法人 雙星舎

「珊瑚舎スコーレ東表中学校設置認可申請書に対する沖縄県知事の回答」
に関する陳情

学校法人 雙星舎

理事長 星野人史

〒901-1414

沖縄県南城市佐敷字津波古 509-4

TEL 098-975-7781

MAIL hoshino@sangosya.com

令和4年11月22日

沖縄県議会 議長
赤嶺 昇 殿

学校法人 雙星舎
理事長 星野人史 印

要 旨

学校法人雙星舎は令和4年3月31日付で沖縄県知事に「珊瑚舎スコーレ東表(あがりおもて)中学校」設置認可申請書を提出しました。珊瑚舎スコーレ東表中学校は学齢期を過ぎた義務教育未修了者及び学び直しを希望する方々(形式卒業や沖縄県在住の外国籍の方々)を対象にした所謂夜間中学校です。その前身は平成16(2004)年4月にNPO法人珊瑚舎スコーレが那覇市に開設した自主夜間中学校(1条校とは別の民間が運営する夜間中学校)の「珊瑚舎スコーレ夜間中学校」です。月曜日から金曜日、指導要領に準拠したカリキュラムで一日4コマの授業を実施してきました。2004年度開校から2020年度までの入学者数190名、卒業した生徒数は95名、その内高校進学者は32名です。全国の自主夜間中学校にあって特筆すべき実績があると自負しています。令和3(2021)年からは校舎移転に伴い学校法人雙星舎所有の校舎を使いNPO法人が運営していますが、さらに夜間中学校としての活動を充実させるためにNPO法人から学校法人の運営に切替えるため設置認可申請書を提出しました。文科省が各自治体に対し積極的に設置を進める夜間中学校の必要性の機運を沖縄県内で高め、公と私の協働で沖縄県内の義務教育未修了者の学ぶ権利を保障するための一翼を微力ながら担いたいと考えています。

珊瑚舎スコーレ東表中学校設置認可申請に対する令和4年9月30日付の沖縄県知事からの回答は「中学校設置基準(平成14年3月29日号外文部科学省令15号)8条を満たしておらず、妥当であると認められません。」というものでした。「誰一人取り残さない」と訴えた知事の選挙スローガンとかけ離れた回答でした。失望の念を禁じえません。

平成14年3月29日「規制改革推進3か年計画(改定)」が閣議決定されました。その閣議決定を受け「中学校設置基準(平成14年3月29日号外文部科学省令15号)8条」があります。規制改革推進3か年計画(改定)の13項目の内の4教育(5)には「小・中学校の設置基

準の明確化と私立学校参入促進のための要件の緩和」として「小学校及び中学校の設置基準の明確化に当たっては、私立小学校及び私立中学校の設置促進の観点から、例えば、校舎や運動場の面積基準や、合築等ほかの用途との共同使用を認めるなど適切な要件を定める。また、各都道府県の私立小・中学校設置認可審査基準等及び学校法人の設立認可審査基準についても、その要件の適切な緩和を都道府県に対し促す。(抜粋)」としています。中学校設置基準8条では「校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。2校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる」と例外規定について述べられています。

文科省の夜間中学校担当部局、初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室に「地域の実態その他により特別の事情」がある場合について具体的な事例を尋ねたところ「校地面積が狭く校舎を基準通り建てられない場合などが考えられるが、その判断はあくまで都道府県がすることである」との回答でした。また、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(通称 教育機会確保法)では夜間中学校の設置に向け各自治体の積極的な対応が求められています。沖縄県の義務教育未修了者数は国勢調査の結果からみてもわかる通り放置すべき問題ではないことは明白なことです。焦眉の急を要する問題です。

2010年の国勢調査によれば沖縄県の未就学者数(小学校に入学していないか、卒業していない県民)は人口1万人当たり47.0人(義務教育未修了者数はさらに多いと考えられます)でした。因みに2番目に多い鹿児島県の20.2人の2倍強、全国平均10.0人の5倍近い数字です。突出した数字です。10年後の2020年の国勢調査では調査方法が10年前と変わり、最終学歴が小学校卒の項目が加えられ義務教育未修了数がより正確に分かるようになりました。沖縄県は人口1万人当たり16.4人(珊瑚舎スコーレ夜間中学校試算)でした。10年間で激減しています。その理由は高齢のため、この10年の間にお亡くなりになった方々が大勢いらっしやったと判断をせざるを得ない数字です。「人生の忘れ物を取りに来た。学校に通うことです。」「死んだら卒業証書を棺桶に入れてあの世のお母さん、お父さんに私も学校卒業できたよと報告できる。」入学した生徒の言葉です。珊瑚舎スコーレ夜間中学校は開設以来、沖縄県に対し再三夜間中学校の充実を訴えてきました。それにも関わ

らず県教委の公立夜間中学校設置に関する報告書は夜間中学校の開設を事実上棚上げしたものです。「県の態度は取りようによっては時間が解決するのを待っているとしか考えられない」とも訴えました。その通りの結果になってしまったと受け取っています。残念です。生徒の気持ちを考えれば悔しいです。

今回の沖縄県知事の回答で最も問題なのは「中学校設置基準8条」は学齢期の13歳から15歳の子供たちが朝から夕方まで8時間以上を校内で過ごすことを前提にしたものであることです。夜間中学校の殆どの入学者は成人の就労者、或いは高齢者です。珊瑚舎スコール夜間中学校では年度により多少の違いはありますが入学者の平均年齢は70歳前後です。珊瑚舎スコールでは昼間は学齢期の生徒たち、夜間は学齢期を過ぎた生徒たちが学んでいます。生徒の活動時間、活動動線、活動量は昼間と夜間とは全く違います。「中学校設置基準8条」は就労者、高齢者の入学を考えて作られたものではありません。「中学校設置基準8条」を設置認可の判断の根拠とするのであれば、義務教育未修了者等の学習権の保障という観点からの8条の例外規定と種々の法令等を活かした形で判断しなくてはなりません。さらに、申請書に記載した校舎及び施設等は学校法人双星舎が運営する高等専修学校珊瑚舎スコール高等部として設置認可を受けているものです。学校としての機能を備えた建築物・施設等なのです。県の担当部局による実態調査もなく(昼間に校舎視察をしたことは1度あります)、法律の文言通りの枠に収まらないものを不相当と判断する姿勢は県内の義務教育未修了者等に学びの場を提供するために行政としてできることをしようとする姿勢が感じられません。教育行政による義務教育未修了者等のさらなる放置はあってはならないことです。NPO法人が運営する珊瑚舎スコール夜間中学校から学校法人が運営する珊瑚舎スコール東表中学校に運営主体と名称が変わることにより教育活動に支障を来たすことはありません。逆にさらに充実するものです。今回の珊瑚舎スコール東表中学校設置認可に対する回答は「誰一人取り残さない」という知事の言葉との間に乖離があります。

珊瑚舎スコール東表中学校の開設が認可される前提で那覇市をはじめ県内各自治体に市町村教室の設置を呼び掛ける準備をしています。行政、各自治体との協働なくしては学校法人双星舎が目指す「義務教育未修了者ゼロの沖縄県」は実現しません。珊瑚舎スコール東表中学校開設を不可とした知事の姿勢を質するための活発な議論を与野党の枠を超えて行ってほしい。沖縄県の義務教育未修了者及び学び直しを求める沖縄県在住者の最低限の学びの保障の立場に立ち、公と私为一体となりその保障を具現化する道筋を一刻も早く築くことを県議会議員の皆様強く訴えます。

要 望

沖縄県知事が珊瑚舎スコーレ東表中学校設置認可申請を「妥当であると認められません」との判断の根拠となっている「中学校設置基準 8 条」は学齢期のこどもを対象に定められたもので、学齢期を過ぎた就労者や高齢者を対象にした夜間中学校の設置基準としてそのまま適用することには疑義があります。中学校設置基準 8 条の「ただし…」以下の例外規定や関係諸法令等を十分に検討、判断するために珊瑚舎スコーレ東表中学校設置認可申請の再審査を求める決議をすることを県議会に要望します。

※参資料として沖縄県知事の令和 4 年 9 月 3 0 日付文書「私立学校等の設置計画について」を添付します。

以上